

# 栃木県スポーツ少年団顕彰要綱

## 第1条 趣 旨

この要綱は、栃木県スポーツ少年団設置規程第4条7項に基づく、スポーツ少年団の顕彰について必要な事項を定める。

## 第2条 顕彰の形式

顕彰は栃木県スポーツ少年団本部長名をもって行い「表彰状及び感謝状」とする。

## 第3条 顕彰の基準

### 1 優秀単位スポーツ少年団賞

(1)永年にわたり、スポーツ少年団の発展に貢献し、顕著な功績のある単位スポーツ少年団を表彰する。

### 2 優秀指導者賞

(1)永年にわたり、スポーツ少年団の指導・育成に貢献し、顕著な功績のある指導者を表彰する。

### 3 功労者賞

(1)永年にわたり、スポーツ少年団の指導・育成に貢献し、顕著な功績のある退任指導者を表彰する。

## 第4条 候補者・団の推薦

1 候補者・団の推薦は、別に定める様式により市町スポーツ少年団本部長が所定の期日まで栃木県スポーツ少年団本部長宛行う。

2 栃木県スポーツ少年団本部長は、候補者・団を推薦することができる。

## 第5条 被表彰者・団の選考

被表彰者・団の選考は、栃木県スポーツ少年団顕彰選考委員会において行う。

## 第6条 被表彰者・団の決定

被表彰者・団の決定は、栃木県スポーツ少年団委員総会にて行う。

## 第7条 要綱の変更

本要綱の改正は、栃木県スポーツ少年団委員総会の承認を得て変更することができる。

附則1 (1)本要綱は令和4年4月1日から施行する。

# 栃木県スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

この基準は、栃木県スポーツ少年団顕彰要綱施行にあたっての必要な事項について定める。

1 第3条1項の(2)の永年とは、10年以上をいう。

2 第3条2項の(2)の永年とは、10年以上をいう。

3 顕彰の数

第3条1項の優秀単位団 . . . . . 10団

第3条2項の功労者・優秀指導者 . . . . . それぞれ5名程度

4 市町スポーツ少年団は、栃木県スポーツ少年団本部長が定める期日までに、所定の様式をもって、栃木県スポーツ少年団本部長宛推薦を完了する。

5 栃木県スポーツ少年団顕彰選考委員会は、上記推薦書を審査し、栃木県スポーツ少年団委員総会において承認を受け、栃木県スポーツ少年団本部長が顕彰を行う。

6 本施行基準の改訂は、栃木県スポーツ少年団委員総会の承認を得て変更することができる。

附則1 本施行基準は、令和4年4月1日より施行する。